

別記 2

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（資源高度利用型施業）実施要領

第 1 目的

この事業は、意欲と能力のある林業事業体が、森林資源を効率的に有効利用するとともに、再造林を効率的に行うことで、コストを軽減しつつ、次世代の森林を造成することに対して支援する。

第 2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙 1 に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付決定に際し県実施要領の別紙 1 を付すものとする。

第 3 事業計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業計画書（別添様式）を作成し、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。
- 2 事業計画において、森林整備に係る現状と課題、整備方針と方法、及び事業計画内容を明示する。
- 3 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書を審査及び、事業計画チェックリスト（別紙様式 1 号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 4 知事は、提出された事業計画内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

第 4 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。
 - (1) 事業実施市町村の変更
 - (2) 森林整備面積の 30%を超える減少
 - (3) 事業量の増又は定額単価の増により交付金の増額申請を行う場合
- 2 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

第5 事業の内容・採択基準等

- 1 事業の内容及び、事業実施主体については、国実施要綱の別表1のIの1「資源高度利用型施業」及び県交付金交付要綱別表I-2による。また、事業の採択基準等は、国実施要領の別表1のIの1の2の「資源高度利用型施業」及び、県実施要領別表1の「2資源高度利用型施業」による。
- 2 関連条件整備活動等のうち森林作業道の整備については、新潟県森林作業道作設指針（平成23年4月13日付け林第65号）に基づき整備するものとし、設計・施工管理は、県実施要領別記3の第6に準じるものとする。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の4の事業実施計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第9に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

事業実施主体は、事業に着手したときは着手報告書（別紙様式2号）を速やかに知事に提出するものとする。

2 事業遂行状況報告

事業実施主体は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告を、必要に応じて知事に提出するものとする。

3 完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業完了報告書（別紙様式3号）を知事に提出するものとする。

第7 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに完了検査を行うものとする。

完了検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）等に基づくほか、新潟県民有林造林事業竣工検査要領（平成20年4月1日付け林第219号）及び要領の運用（平成20年4月1日付け林第219号）に準じて行うものとする。

第8 補助金額の算定

- 1 末木枝条の集材、機械地拵、および植栽にかかる補助金額は事業実施主体ごとに定額単価から求められる額と事業の実行に要した経費（以下、「実行経費」という。）の比較によりいずれか

低い額で算定するものとする。

- 2 関連条件整備活動等（対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け、森林作業道整備、鳥獣被害防止施設）の補助金額は、標準経費から求められる定額と実行経費の比較によりいずれか低い額で算定するものとする。

第9 定額単価

- 1 末木枝条の集材、機械地拵、および植栽の定額単価と間接経費は別表に定めるところによる。
なお、間接経費については、施業地毎に間接費率を求め、算定する。
- 2 関連条件整備活動等（対象森林の調査、森林所有者の同意の取り付け、森林作業道整備、鳥獣被害防止施設）の定額単価は別表に定めるところによる。
なお、間接経費については、施業地毎に間接費率を求め、算定する。

第10 整備森林の管理等

- 1 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同施行令（昭和30年政令第255号）等、国、県の関係通達等に従うものとする。
- 2 事業実施主体は、当該事業によって整備された森林が天災その他の災害等によって本数率で30%以上の被害を受けたときは、新潟県民有林造林補助事業実施要領の補助金交付事務の造林地被害報告に準じて知事に報告するものとする。

第11 その他

- 1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。
- 2 新潟県財務規則（昭和39年新潟県規則第12号）第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。
- 3 事業実施主体は、「事業計画書」及び「事業完了報告書」の写しを実施地域を所管する市町村に報告し、市町村は、特定間伐等促進計画及び集約化推進計画の実行把握等に努めるものとする。

附則 この要領は、平成30年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和元年8月19日から施行し、令和元年度事業から適用する。

別表

定額単価（末木枝条の集材、機械地拵、および植栽）

施業種	植栽本数 (本)	定額単価 (千円)
造林	2,000	594
(スギ 裸苗)	2,500	664 (国上限額)
【苗木・運搬・植付】	3,000	
造林	2,000	
(スギ、コンテナ苗)	2,500	664 (国上限額)
【苗木・運搬・植付】	3,000	

間接経費（末木枝条の集材、機械地拵、および植栽）

施業種	植栽本数 (本)	定額単価 (千円)	間接経費(千円)			
			16%	21%	25%	31%
造林	2,000	594	95	124	148	184
(スギ 裸苗)	2,500	664 (国上限額)	106	139	166	205
【苗木・運搬・植付】	3,000					
造林	2,000					
(スギ、コンテナ苗)	2,500	664 (国上限額)	106	139	166	205
【苗木・運搬・植付】	3,000					

定額単価（関連条件整備活動）

	条件	定額単価 (千円)
対象森林の調査及び 森林所有者の同意の取り付け	1ha 当たり	17
森林作業道整備	1m 当たり	2
鳥獣被害防止施設 食害防護資材設置	1000 本当たり (労務費)	184 (資材単価は別途見積)

別紙様式 1 号（資源高度利用型施業）

事業計画チェックリスト

事業実施主体

地 区 名

確 認 日

確 認 者

事業計画等の内容

番号	内 容	適 否	備 考
1	森林整備にかかる将来像と課題、施策の基本方針は地域の状況を反映しているか		
2	計画内容は適切か？（経費や予定補助金の設定は適切か		
3	定額助成の対象となる事業費が、上限建設費の範囲内か		
4	取り組み内容は具体的か		

採択基準

番号	内 容	適 否	備 考
1	伐採及び伐採後の造林の届出が提出される（されている）か		
2	集材と植栽の両方が実施されるか		
3	1 施行地は 0.1ha 以上か		
4	過去 5 年以内に同一施行地において、国庫補助事業による間伐を実施していないか		
5	植栽する樹種は、経常的に製材品として流通することが期待できないものではないか		
6	施行地は生産基盤強化区域内であるか		
7	森林所有者等から、事業実施の承諾をあらかじめ得ているか		

別紙様式2号（資源高度利用型施業）

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

申請者
住所
氏名（名称）

印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（資源高度利用型施業）着手報告書

標記事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

事業実施主体	市町村	実施地区	実施予定内容	植栽面積 (ha)	樹種	植栽本数	事業費 (見込) (円)	交付金 (見込) (円)	事業実施予定期間	備考
									年 月 日 ～ 年 月 日	

※委託等によって、関連条件整備活動等を実施する場合は備考にその旨記載する

添付書類

- 1 関連条件整備活動等を委託によって実施する場合
① 契約書の写し ② 工程表の写し

新潟県知事 様

申請者
住所
氏名（名称） 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（資源高度利用型施業）完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 事業実施内容

番号	市町村	実施地区	集材、地拵え、植栽の実施						
			実施内容	伐採材積 (m ³)	植栽 樹種	植栽 面積 (ha)	植栽 本数 (本)	事業費実績 (円)	交付金(見込) (円)

関連条件整備活動等									備考
(対象森林の調査等)			(森林作業道の整備)			()			
実施 内容	事業費 実績 (円)	交付金 (見込) (円)	開設 延長 (m)	事業費 実績 (円)	交付金 (見込) (円)	実施 内容	事業費 実績 (円)	交付金 (見込) (円)	

※請負等に付した場合は、契約ごとに記載すること。

※請負の場合は、備考欄に請負と記載すること。

添付書類

- 1 取組状況資料（条件整備活動日報等・問い合わせ資料・説明会資料等の写し）
- 2 工程表（集材、地拵え、植栽期間のわかるもの）
- 3 位置図（1:5,000）
- 4 工事着手前・完了写真
- 5 出来高設計書の写し（請負等によって実施した場合のみ）
- 6 付表

別添様式

年度

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（資源高度利用型施業）
事業計画書

事業実施主体名

年 月 日

第1 事業計画

1 森林整備に係る現状と課題、整備の基本方針と方法

① 当該地区の森林の状況と課題、望ましい姿

② 森林整備の方針、末木枝条の集材、地拵および植栽の方法
(森林整備方針)

(集材方法)

(地拵え方法)

(植栽方法)

③ 関連条件整備活動(対象森林の調査等)の内容

④ (経営計画未作成の場合) 森林経営計画作成に向けた今後の取り組み

※作業の効率性、生産性の向上などの取り組みについて、可能な限り記入すること

2 整備工程（予定）表

年 月	年									年							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
施業種																	
末木枝条集材																	
地拵え																	
再造林																	
		←→			←→			←→									

※実施期間を矢印で記載すること

3 計画内容

(1) 末木枝条の集材、地拵および植栽

事業実施 主体	実施 市町村	実施地区	林班	伐採面積 (ha)	搬出枝条量 (m ³ 、t)	植栽面積 (ha) A	植栽本数 (本)	ha 当たり 植栽本数	定額単価		予定補助 金額(円) C=A×B	事業費 (円)
									(円/ha) B	間接経費を除く 定額単価		

- ・実施箇所がわかる図面（施業図 1:5000 程度）を添付すること
- ・生産基盤強化区域の内容、位置のわかる資料を添付すること
- ・変更計画書の場合は、上段：当初、下段：変更を記載すること

(2) 関連条件整備活動

事業実施主体	実施市町村	実施地区	林班	対象森林の調査および 森林所有者の同意の取り付け				森林作業道整備			
				計画面積 (ha) D	定額単価 (円/ha) E	予定補助 金額 (円) F = D×E	事業費 (円)	計画延長 (m) G	定額単価 (m) H	予定補助 金額 (円) I = G×H	事業費 (円)

鳥獣被害防止施設			
計画数量 (m・本) I	定額単価 () J	予定補助 金額 (円) K = I×J	事業費 (円)

予定補助金額の合計 C + F+I+K (円)

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確 認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。